

国民健康保険税納税通知書を6月中旬に送付

問い合わせ先 国保医療課国民健康保険係 ☎(36)1363

平成27年度国保税の税率を改定

国保は、病気やけがをしたときに、被保険者が医療費の一部を負担すれば安心して医療を受けることができる、みなさんの健康を支える制度です。被保険者が納める国保税と、国・県からの負担金などを財源に、医療給付事業を実施しています。

市広報紙5月15日号でお知らせしたとおり、国保財政はとてつもない状況です。今後も安定した国保運営を維持するため、平成27年度国保税の税率を改定しています。

【毎年所得申告が必要です】

平成26年分の所得申告をしていない人は、正しい国保税の計算ができません。平成26年中に収入がない人も申告が必要です。世帯内に所得申告をしていない人がいる場合は、軽減措置が適用されません。

* 年金収入、年末調整済給与のみの人は手続き不要

【国保税は世帯主が納めます】

世帯主が会社の健康保険や後期高齢者医療保険などに加入していても、世帯員に国保加入者がいれば、国保税の納税義務者は世帯主です。

【国保税の計算方法】

国保加入世帯の国保税は、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の「所得割」「均等割」「平等割」の合計額です（下図参照）。

【国保税の計算方法】

あなたの世帯の 国保税額	=	医療給付費分 最高限度額52万円(★)	+	後期高齢者支援金分 最高限度額17万円(★) * 75歳未満の人が負担	+	介護納付金分 最高限度額16万円(★) * 40~64歳の人が負担
所得割		加入者全員の 課税標準所得額(*) ×7.5%		加入者全員の 課税標準所得額(*) ×2.5%		40~64歳の加入者 の課税標準所得額(*) ×2.9%
+						
均等割		加入者の人数 ×27,300円		加入者の人数 ×9,200円		40~64歳の 加入者の人数 ×16,800円
+						
平等割		27,300円		9,200円		

(*) 課税標準所得額=前年の総所得金額等-基礎控除額33万円

【75歳になる人の国保税】

平成28年3月31日(木)までに75歳になり、後期高齢者医療制度に移行する人の国保税は、あらかじめ誕生日の前月までで計算しています。納期ごとの国保税額は、後期高齢者医療制度に移行する人以外に国保加入者がいる場合は、10期までに振り分け、国保加入者がいない場合は、誕生日の前月の納期までに振り分けています。

平成27年度から課税限度額を変更

医療給付費分が51万円から「52万円」に、後期高齢者支援金分が16万円から「17万円」に、介護納付金分が14万円から「16万円」になります（上図★参照）。

お問い合わせ先 福祉課障害者福祉係 ☎(36)5385135

各手帳 写真 福岡県

ここに透明のシールを貼付します

＊シールの貼付を希望する人は、福祉課（北館1階18番窓口）へ、手帳を持参してください（シールのみの受け渡しは不可）

＊使用可

＊シールの貼付を希望する人は、福祉課（北館1階18番窓口）へ、手帳を持参してください（シールのみの受け渡しは不可）

平成27年度から低所得者に対する軽減措置拡大のため5割・2割軽減の判定基準所得を変更

前年中（平成26年1～12月）の所得	軽減割合
33万円以下の世帯	7割
33万円+（26万円×被保険者数と特定同一世帯所属者数の合算数）以下の世帯 *平成27年度から「24.5万円」が「26万円」になります	5割
33万円+（47万円×被保険者数と特定同一世帯所属者数の合算数）以下の世帯 *平成27年度から「45万円」が「47万円」になります	2割

* 特定同一世帯所属者とは、後期高齢者医療制度への移行で国民健康保険の資格を喪失した人で、喪失日以降も継続して同じ世帯に属する人。ただし、継続して移行時と同じ世帯状況であることが条件

【後期高齢者医療保険移行に伴う国保税の軽減】

- 世帯内に国保から後期高齢者医療制度に移行した人がいる世帯
 - ① 所得の低い世帯の国保税の軽減を受けていた場合=世帯構成と収入が変わらなければ同じ軽減を継続
 - ② 引き続き国保に加入する者が1人になる場合=平等割が最初の5年間は半額に、その後3年間は4分の3になります
- 会社の健康保険などから後期高齢者医療制度に移行することで、65～74歳の被扶養者が新たに国保に加入する世帯
新たに国保加入の65～74歳の方は、所得割免除で均等割が半額に。国保加入者が1人の場合は、平等割も半額になります。

【納付は10回で】

国保税を口座振替や納付書で納めている人の納付回数は、6月から翌年3月までの10回です。

* 特別徴収（年金天引き）の人の納付回数は、年金受給月の年6回

【国保税の特別徴収（年金天引き）】

- 対象 次の全てに該当する人
 - ▽ 世帯主が国保に加入している（年度途中で75歳に到達する人を除く）
 - ▽ 世帯の国保加入者が全員65歳以上
 - ▽ 年金天引きの対象になる年金が年額18万円以上で、介護保険料と国保税を合わせた額が年金額の2分の1以下になる
- * 特別徴収になる世帯も、口座振替での納付を選択可
- 既に特別徴収となっている世帯主
 - 7月中旬に「税額決定通知書」を送付します（6月に納税通知書は送付されません）。
- 平成27年度から新たに特別徴収予定の世帯主
 - 6月に納税通知書を送付（4期までは納付書で支払ってください）。決定した場合、7月中旬に「特別徴収開始通知書」を送付。10月から特別徴収。決定しなかった場合は、あらかじめ5期以降の納付書を送付します。



障害者手帳にシールを貼付

市から

お知らせ

内容 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳などを、書き替えや写真の貼り替えなどの方法で偽造し、福祉サービスを不正に利用するといった悪用事案が発生しています。これを防ぐため、4月から障害者手帳の表紙上に専用のカバーシールを貼付しています。

- 行政書士による無料相談会 -

日時：6/14（日）7/12（日）、8/9（日）9：00～12：00

会場：自由ヶ丘コミセン カルチャールーム B

遺言作成、相続手続、各種許認可、法人設立、農地転用、その他なんでもご相談下さい。

※ お時間の都合がつかない場合も

御連絡くだされば柔軟に対応させていただきます。

事務局 TEL 0940-33-5922
携帯 090-4351-5986
〒811-4163 宗像市自由ヶ丘3-14-11

行政書士
本田 勝利
梅崎 元



住まいの事でお困りの際は 何でもお気軽にご相談下さい！

建物解体

相談・見積
無料

eデザイン(株)
宗像市東郷3丁目6番2号
☎ 36-5187

リサイクルセンター
宗像市石丸字羽廣148番2
☎ 35-3522

http://edesign-inc.jp

E-mail info@edesign-inc.jp